

# 児童虐待に関する保育所保育士および幼稚園教諭の認識

堀 真衣子<sup>1)</sup>・西館 有沙

## Awareness of Nursery Teachers and Kindergarten Teachers regarding Child Abuse by Parents

Maiko HORI & Arisa NISHIDATE

本研究の目的は、保育者が児童虐待や虐待者の特性、虐待が子どもに与える影響、虐待への対応についてどのような認識をもっているかを明らかにすることであった。保育所保育士150名と幼稚園教諭50名を対象にした無記名式の質問紙調査を実施し、保育所保育士150名、幼稚園教諭44名より回答を得た。調査内容は、虐待や虐待への対応の仕方に関する知識の有無、虐待への対応経験、虐待対応について感じる難しさなどであった。保育所保育士も幼稚園教諭も、虐待者の苦しみや虐待の世代間連鎖、被虐待児の知能や言語の遅れなどについては9割以上が知っているとした。一方で、法律に定められた4種の虐待を把握していない者がいること、虐待の兆候に気づくための手がかりとなり得る情報を知らない者がいること、虐待の疑いのある子どもを保育した経験があるにもかかわらず、児童相談所に通告しなかったケースが多くあることが確認された。

**キーワード：**児童虐待，認識，保育所保育士，幼稚園教諭

**Key words：**child abuse, awareness, nursery teacher, kindergarten teacher

### I. はじめに

厚生労働省は1999年に「子ども虐待対応の手引き」を作成しており、2013年8月にはその改訂版が出されている（厚生労働省，2009）。この手引きには、虐待が子どもの身体に与える影響として、打撲、切創、熱傷といった外から見てわかる傷、骨折や頭蓋内出血といった外から見えない傷、栄養障害、体重増加不良、低身長などが挙げられている。また、心理的には、対人関係の障害、低い自己評価、行動コントロールの問題（攻撃的、衝動的な行動の出現など）、多動、心的外傷後ストレス障害、偽成熟性、精神的症状（記憶障害、離人感など）などの影響が出る可能性が示されている。さらに、子どもの知的発達に阻害されるケースもあるとされている。加えて、鈴木・刀根・木村・及川（2002）は、虐待を受けて育った子どもは将来自分が親になったときに虐待する親になる可能性が高いことを指摘している。

このように、児童虐待は子どもの心身に有害な影響を与えることがある。特に乳幼児期の子どもは、保護

者から虐待を受けることによって、その身体に損傷を受けやすい。社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会が2003年より毎年発表している報告によれば、心中以外の児童虐待によって死亡した子どものうち、乳幼児が占める割合はいずれの年も8割を超える。たとえば、2011年4月1日から2012年3月31日までの死亡事例をまとめた第9次報告では、0～6歳までの子どもが全体の94%を占めている（厚生労働省，2013a）。厚生労働省（2013b）によれば、児童相談所が対応した虐待事例のうち、学齢前の子どもが被虐待児となっていたケースは全体の4割強であるから、乳幼児の虐待による死亡率は他の年齢区分と比べて明らかに高いことがわかる。

子どもが虐待によって死亡するという痛ましい事件を防ぐためにも、乳幼児期の子どもが虐待を受けている兆候に周囲が早期に気づき、対応にあたる必要がある。その役割を担う一人として、保育者は重要な存在である。児童虐待の防止等に関する法律第5条には、「児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期

1) 高岡市立牧野みどり保育園

発見に努めなければならない」と規定されている。このなかには、当然のことながら保育所や幼稚園、認定こども園の保育者が含まれる。保育者は子どもと長時間を過ごし、その間の子どもの養護と教育を行うこと、保護者とも会って話す機会があることから、子どもや保護者の心身の状態や変化に気づきやすい存在であると言える。ただし、保育者が子どもや保護者の状態から虐待の可能性に気づいて対応にあたるためには、虐待が子どもの心身に与える影響、虐待や虐待者の特性、虐待に気づいた後の対応の仕方について適切な認識を身につけていなくてはならない。

そこで本研究では、保育所保育士および幼稚園教諭が児童虐待や虐待者の特性、虐待が子どもに与える影響、虐待への対応についてどのような認識をもっているかを明らかにすることにした。

## II. 方法

### 1. 対象者

X県内の保育所保育士150名と幼稚園教諭50名を対象とした。回答済質問紙は保育所保育士より150部を、幼稚園教諭より44部を回収した（回収率は前者が100%、後者が88%）。保育所保育士について、回答者の年齢は20代が37名、30代が34名、40代が23名、50代以上が55名であり（1名は無回答）、保育士としての勤務経験年数は5年以下が27名、6～10年が29名、11～20年が36名、21年以上が57名であった（1名は無回答）。幼稚園教諭については20代が3名、30代が13名、40代が6名、50代以上が22名であり、幼稚園教諭としての勤務経験年数は5年以下が13名、6～10年が8名、11～20年が6名、21年以上が17名であった。

### 2. 手続き

保育所保育士に対して2012年4月～5月に、幼稚園教諭に対しては2012年2月～3月に、無記名式・自記式の質問紙調査を実施した。質問紙は郵送法を用いて配布、回収した。

### 3. 調査項目

児童虐待の知識を問う項目は、先行研究（望月・高玉、1996）で用いられている項目をもとに作成した。ただし、法改正等により内容が変わっている項目に関しては加除修正を行った。

調査項目は、回答者の属性に関する2項目、児童虐待に関する情報を得た経験を問う2項目、虐待の種類について問う2項目、虐待や虐待者の特性に関する知識を問う9項目、虐待が子どもに与える影響に関する

知識を問う7項目、虐待への対応に関する知識を問う3項目、児童虐待への対応経験を問う4項目、児童虐待対応の難しさやとまどいについて問う3項目の計32項目であった。

## III. 結果

### 1. 児童虐待に関する情報を得た経験

これまでに「児童虐待」という言葉を聞いたことがあるかを尋ねたところ、保育所保育士も幼稚園教諭も全員があると答えた。また、これまでに児童虐待に関する書物を読んだりテレビ番組を視聴したりしたことがあると答えた者は保育所保育士100%（150名）、幼稚園教諭95%（42名）であった。

### 2. 児童虐待に関する知識

#### (1) 虐待の4種を知っているか

児童虐待の防止等に関する法律において定義されている虐待には身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種がある。金山（2003）の調査によれば、虐待が疑われる子どもを保育した経験のある保育者の多くは、子どもの身体的外傷や、食事をしていない、風呂に入っていない、服を着替えていないなどのネグレクト（育児放棄）、子どもの情緒不安定な様子を気づきのポイントとして挙げている。このことから、身体的虐待やネグレクトがどのようなものであるかについて、保育者はある程度の知識をもっていると考えられる。また、児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談対応件数のうち、身体的虐待とネグレクトに関するものが6割を占めるが、近年は心理的虐待に関する相談割合が増えており、この虐待への認知の高まりがうかがえる。

虐待の4種のうちネグレクトと性的虐待の内容を示し、それぞれの内容を知っているかどうかを尋ねた。ネグレクトの内容「虐待の方法として、親の保護の怠惰や拒否によって食べ物を与えない、風呂に入れない、学校に登校させないなど、衣住食や清潔面での健康状態を損なう場合や教育的放置があること」については、保育所保育士の99%（149名）、幼稚園教諭の100%（44名）が知っていると答えた。性的虐待の内容「虐待の方法として、親による近親相姦、または親に代わる保護者による性的暴力や性的行為を強要されるという性的虐待があること」については、保育所保育士の96%（144名）、幼稚園教諭の92%（42名）が知っていると答えた。保育所保育士と幼稚園教諭の回答について、2×2の直接確率計算により有意差の有無を確認したところ、ネグレクト、性的虐待のいずれの項

目においても有意差は認められなかった。

#### (2) 虐待の特性に関する知識

虐待の特性として、子どもが虐待の事実を話さないケースが多い、子どもが複数いる家庭において特定の子どもだけが虐待の対象となる場合があるという2点を取り上げ、それぞれについて知っているかどうかを尋ねた。「いくら虐待を受けても、決して自分の親が加害者であることを話さない子どもが多い」ことについては、保育所保育士の95%（142名）、幼稚園教諭の89%（39名）が知っていると答えた。また、「きょうだいの中で一人だけが虐待される場合がある」ことについては、保育所保育士の86%（129名）、幼稚園教諭の86%（38名）が知っていると答えた。この2項目とも、保育所保育士と幼稚園教諭の回答に有意差は認められなかった。

#### (3) 虐待者の特性に関する知識

虐待者の特性について7項目を設け、それぞれについて知っているかどうかを尋ねた（表1）。表より、保育所保育士も幼稚園教諭も、「虐待はいけないことだ、やめなければ」と思い苦しみながらも、衝動的に手が出てしまう親がいる」ことを知っているとした者が最も多く（保育所保育士99%、幼稚園教諭95%）、「虐待する親自身も幼少期に虐待を受けて育った経験をもっていることがある」が次いだ（保育所保育士97%、幼稚園教諭95%）。知っているとした者の割合が最も低かった項目は保育所保育士、幼稚園教諭ともに「虐待する親は社会的に孤立しており、地域に友人や知人がほとんどいない場合が多い」ことであった（保育所保育士79%、幼稚園教諭75%）。7項目のいずれにおいても、保育所保育士と幼稚園教諭の回答

に有意な差は認められなかった。

#### (4) 虐待が子どもに与える影響に関する知識

虐待が子どもに与える影響について7項目を設定し、それぞれについて知っているかどうかを尋ねた（表2）。表より、「虐待を受けて育った子どもが成長して自分も親になったときに、やはり自分自身も虐待する親になる可能性が高い」ことについて知っているとした者が最も多く（保育所保育士99%、幼稚園教諭100%）、「乳児期から虐待されている子どもは、知能や言葉に遅れが目立つことがある」（保育所保育士92%、幼稚園教諭93%）が次いだ。一方で、「虐待されている子どもの特徴として、約半数の子どもが顔面や頭部にけがをしている」（保育所保育士39%、幼稚園教諭55%）、「虐待されている子どもの特徴として、むし歯や折れた歯が多い」（保育所保育士53%、幼稚園教諭50%）に関しては知っているとした者が6割に満たなかった。7項目について、保育所保育士と幼稚園教諭の回答に差はあるかを確認したところ、有意差は認められなかった。

#### (5) 虐待への対応に関する知識

虐待を受けている子どもの一時保護措置や通告義務について知っているかどうかを尋ねた（表3）。保育所保育士については、一時保護措置を知っていると答えた者が97%、児童福祉法および児童虐待防止法の通告義務を知っている者が97%、虐待と思われる段階で通告の必要があることを知っている者が94%であった。

一方、幼稚園教諭については、一時保護措置を知っている者が98%であったものの、児童福祉法および児童虐待防止法の通告義務（89%）や、虐待と思わ

表1. 虐待者の特性について知っているか

	保育所保育士 N=150	幼稚園教諭 N=44
「虐待はいけないことだ」「やめなければ」と思い苦しみながらも、衝動的に手が出てしまう親がいる	99%（148名）	95%（42名）
虐待する親自身も幼少期に虐待を受けて育った経験をもっていることがある	97%（145名）	95%（42名）
虐待する親のなかには自分の子どもに対し不正確な知覚、認識をもっており、親の要求する反応をしないと怒り、暴力を振るう者がいる	95%（142名）	91%（40名）
虐待する親は家庭内にストレス状況があり、体罰が適切なしつけの手段であると信じている場合がある	93%（140名）	89%（39名）
親の学歴や社会階層、知能程度に関係なく虐待は行われる	90%（135名）	84%（37名）
虐待する親のなかには、薬物依存による精神疾患や精神病理的問題があったり、性格異常、アルコール中毒等がある親がいる	89%（133名）	93%（41名）
虐待する親は社会的に孤立しており、地域に友人や知人がほとんどいない場合が多い	79%（118人）	75%（33名）



表2. 虐待が子どもに与える影響について知っているか

	保育所保育士 N=150	幼稚園教諭 N=44
虐待を受けて育った子どもが成長して自分も親になったときに、やはり自分自身も虐待する親になる可能性が高い	99% (148名)	100% (44名)
乳児期から虐待されている子どもは、知能や言葉に遅れが目立つことがある	92% (138名)	93% (41名)
虐待されている子どもの多くは、成長とともに、衝動的、攻撃的、多動、反社会的になる場合と、無口で反応が乏しくなる場合がある	79% (119名)	73% (32名)
虐待されている子どもの特徴として、「痛いはずなのに無表情、無反応で泣きもせずひっそりと虐待する相手を見つめる」という状態がある	69% (103名)	66% (29名)
虐待されている子どもは、身長や体重などの発達が平均より劣った状態にあることがある	63% (94名)	73% (32名)
虐待されている子どもの特徴として、むし歯や折れた歯が多い	53% (80名)	50% (22名)
虐待されている子どもの特徴として、顔面や頭部にけがをしていることが多い場合がある	39% (58名)	55% (24名)

表3. 虐待への対応について知っているか

	保育所保育士 N=150	幼稚園教諭 N=44
虐待されている子どもを児童相談所の一時保護で預かり、虐待する親から保護できる	97% (146名)	98% (43名)
虐待されている子どもを発見した時、児童福祉法第25条および児童虐待防止法に要保護児童発見の通告義務がある	97% (145名)	89% (39名)
「虐待である」と明確に判断がつかなくても、「虐待と思われる」段階で通告する必要がある	94% (141名)	80% (35名)

れる段階での通告の必要性（80%）について知っている者の割合は9割を下回った。

保育所保育士と幼稚園教諭の回答に差はあるかを2×2の直接確率計算によって確認したところ、児童福祉法および児童虐待防止法の通告義務（ $P(1)=4.49$ ,  $p<0.05$ ）、虐待と思われる段階での通告の必要性（ $P(1)=8.44$ ,  $p<0.01$ ）において有意差が認められた。つまり、保育所保育士の方が通告義務や虐待と思われる段階での通告の必要性について知っている者と答えた者が有意に多かった。

### 3. 児童虐待への対応経験

#### (1) 児童虐待が疑われる子どもの保育経験

育児放棄が疑われる子どもを保育したことがある者は保育所保育士50%、幼稚園教諭57%であり、身体的虐待が疑われる子どもを保育したことがある者は保育所保育士35%、幼稚園教諭39%であった（表4）。また、虐待が疑われるケースで行政機関と連絡をとったことがある者は保育所保育士24%、幼稚園教諭16%であった。さらに、保護者から自分の行為が虐待ではないかと相談を受けたことがある者は保育所保

育士8%、幼稚園教諭11%であった。保育所保育士と幼稚園教諭の回答に差はあるかを確認するため、表4に示した4項目のそれぞれについて2×2の直接確率計算を行ったところ、いずれにおいても有意差は認められなかった。

#### (2) 児童虐待への対応における保育者のとまどい

虐待の判断に難しさを感じるか、通告に抵抗を感じるか、親子を引き離すことに抵抗を感じるかを尋ねた結果を表5に示した。虐待の判断については、保育所保育士の96%、幼稚園教諭の93%が難しさを感じると答えた。また、児童相談所等への通告は保育所保育士の59%、幼稚園教諭の66%が、親子の引き離しについては保育所保育士の35%、幼稚園教諭の48%が抵抗を感じると答えた。表5の各項目について2×2の直接確率計算を行った結果、保育所保育士と幼稚園教諭の回答に有意差が認められた項目はなかった。

## IV. 考察

2000年に児童虐待の防止等に関する法律が施行されたことにより、児童相談所に寄せられる虐待相談の

表4. 虐待に対応した経験はあるか

	保育所保育士 N=150	幼稚園教諭 N=44
ネグレクト（育児放棄）が疑われる子どもを保育したことがあるか	50%（75名）	57%（25名）
身体的虐待が疑われる子どもを保育したことがあるか	35%（52名）	39%（17名）
虐待が疑われるケースで行政機関と連絡をとったことがあるか	24%（36名）	16%（7名）
保護者から自分の行為が虐待ではないかと相談を受けたことがあるか	8%（12名）	11%（5名）

表5. 虐待対応において難しさや抵抗を感じているか

	保育所保育士 N=150	幼稚園教諭 N=44
虐待かどうか判断することに難しさを感じるか	96%（144名）	93%（41名）
児童相談所等に虐待の通告をすることに抵抗を感じるか	59%（88名）	66%（29名）
虐待関係にあったとしても、親子を引き離すことに抵抗を感じるか	35%（53名）	48%（21名）

対応件数は急増した。それに伴い、マスコミが児童虐待について報じることが増えた。また、保育士養成課程においては児童福祉論や社会的養護（旧、養護原理）等の科目が設けられており、そのなかで虐待に関する内容が扱われている。保育者全員が児童虐待という言葉を知っており、マスコミ報道等を見た経験をもつ者も多かったが、これは当然の結果であろう。

また、児童虐待について保育者が知っている内容は、児童虐待防止法の制定前に行われた調査（望月・高玉，1996）と比べて増えていた。望月・高玉（1996）の調査は、本調査とほぼ同じ項目を用いて行われている。たとえば、被虐待児が自身も虐待する親になる可能性について、1996年の調査では知っていると言った保育者は幼保を併せて58%であったが、本調査では99.5%であり、その割合は大幅に増加している。他の項目についてもその多くが、知っていると言った者の割合の大幅な増加を示していた。

一方で、保育者が児童虐待を早期に発見し、適切に対応する上で、本調査からはいくつかの課題が見えてくる。まず、児童虐待の防止等に関する法律において定義づけられている4種（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）の内容を把握していない保育者が少数ながらいたという点である。身体的虐待や心理的虐待、ネグレクトだけでなく、性的虐待についても園所で認知されたケースがある（春原，2004；笠原，2008）。日本小児科学会も「子ども虐待診療手引き」において、性的虐待は性別や年齢にかかわらず起こりうることを指摘している。つまり、4種の虐待すべてについて、保育者は知識を身につけておく必要がある。

次に、虐待に気づくため、あるいは虐待の事実を確認するための手がかりとなり得る情報について、保育者が十分な知識を身につけているわけではないという点である。たとえば虐待者の特性については、虐待者が地域から孤立した存在になっていることがあることを知らない者が約2割いることが確認された。また、虐待が子どもに与える影響については、顔面や頭部のけが多いケースがあることや、むし歯や折れた歯が多いことを知らないと言った保育者が多かった。加えて、虐待されている子どものなかに、身長や体重などの発達が平均より劣った状態にある子どもがいることについても、保育所保育士の約4割、幼稚園教諭の約3割が知らないと言っていた。金山（2003）の調査では、発育・発達の遅れや食べ物への強い執着について、それを受けて虐待を疑うと言った保育者の割合が2割に満たなかったことが明らかになっている。

最後に、虐待に気づいた後の対応の仕方について、保育者のとまどいが大きいという点である。この点に関しては、これまでも複数の先行研究（望月・高玉，1996；金山，2003；春原，2004；望月・北村・大久保・田邊・小尾・埜，2008など）において指摘されているが、依然として変わらない状況にあると言える。虐待の疑いに気づいた後に保育者が感じる難しさには、虐待かどうかの判断、通告の時期の判断、保護者へのかかわり方、子どもへのかかわり方、通告とプライバシー侵害や個人情報漏えいとの関係などがあるとされている（金山，2003；望月ら，2008）。

本調査では、育児放棄が疑われる子どもを保育した経験があると答えた保育者は保育所、幼稚園のいずれ

においても半数以上いた。身体的虐待が疑われるケースについても保育経験のある者が3割を超えた。また、保護者から自分の行為が虐待かもしれないと相談を受けた保育者もいた。しかし、実際に行政機関に連絡したケースは保育所保育士24%、幼稚園教諭16%と少なかった。保育所保育士の94%、幼稚園教諭の80%は虐待が疑われる段階で通告する必要があることを知っていたことから、知識はあっても通告に至らなかったケースがあったわけである。この背景には上述したように、通告の判断をどのレベルですべきかがわからないことや、通告が子どもやその保護者等に与える影響への不安、通告が園と保護者の関係悪化につながるという不安があると推察される。実際に、保育所保育士の96%、幼稚園教諭の93%は、虐待の判断に難しさを感じると答えている。また、児童相談等への通告に抵抗を感じる保育者は5割を超えている。

これらのことから、誰のどのような行為を虐待ととらえるべきかといったことや、「虐待と思われる」段階であってもその疑いのある親子を発見した場合には通告の義務があることを、より強調して保育者に伝えていく必要がある。特に幼稚園教諭は、保育所保育士に比べて通告義務を知らない者が多かったことから、養成段階だけでなく、園内外の研修等の機会を通じてこの点について伝えていくべきであろう。また、そうした教育の機会には、虐待の兆候に気づくために着目すべき子どもの身体の部位や心身の状態、親子の様子、保護者や家庭の状況などについて、具体的に情報提供されることが望ましい。さらに保育者には、匿名という形で児童相談所とやりとりができること、通告は児童委員を介してもよいこと、通告は個人情報の漏えいやプライバシーの侵害にはあたらないことを伝えていく必要がある。

なお、厚生労働省が作成している「子ども虐待対応の手引き」では、虐待を発見した場合の対応の仕方や、虐待を受けている子どもや虐待者の特性などについて、詳しく解説されている。各園所には、この手引きを置き、子どもや保護者について気になる様子が認められた際に確認できるようにしておくことが求められる。

## 文献

春原由紀(2004) 保育者の「虐待」に関する意識と経験(1) 保育者の役割と保育者を守る視点の必要性, 武蔵野大学人間関係学部紀要, 1, 179-188.  
石清水伴美・中野照代・飯田澄美子(2012) 子ども虐待に関する保育士・幼稚園教諭の知識と対応行

動, 小児保健研究, 71(2), 273-281.  
笠原正洋(2008) 虐待対応ネットワークにおける園や保育者の役割と問題: 主任児童委員の視点から, 日本教育心理学会第50回総会論文集, 525.  
厚生労働省(2009) 子ども虐待対応の手引き, 厚生労働省ホームページ<<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/00.html>>, (閲覧日: 2014年3月6日).  
厚生労働省(2013a) 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第9次報告), 厚生労働省ホームページ<[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/index\\_9.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/index_9.html)>, (閲覧日: 2014年3月6日).  
厚生労働省(2013b) 平成24年度福祉行政報告例の概況, 厚生労働省ホームページ<<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/12/index.html>>, (閲覧日: 2014年3月6日).  
金山美和子(2003) 子どもの虐待防止に関する保育者の意識, 上田女子短期大学紀要, 26, 33-41.  
望月初音・北村愛子・大久保ひろ美・田邊千夏・小尾栄子・埴晶子(2008) 子ども虐待の早期発見・予防に関する研究—保育士が子どもの虐待を疑った時の対応と苦慮していること—, つくば国際大学研究紀要, 14, 175-187.  
望月珠美・高玉和子(1996) 保育に携わる者の児童虐待に対する認識—幼稚園教諭および保母を対象にした調査の結果をもとに—, 障害理解研究, 1, 45-50.  
永田恵実子・佐々木光郎(2013) 保育施設長の「子ども虐待」に対する意識および実態に関する調査研究, 社会福祉科学研究, 2, 117-125.  
日本小児科学会子ども虐待問題プロジェクト(2006) 子ども虐待診療手引き, 日本小児科学会ホームページ<[https://www.jpeds.or.jp/modules/guidelines/index.php?content\\_id=25](https://www.jpeds.or.jp/modules/guidelines/index.php?content_id=25)>, (閲覧日: 2014年3月14日).  
鈴木祐子・刀根洋子・木村恭子・及川裕子(2002) 男女別による子ども虐待の認識と世代間伝達の関連: ビネット調査とPBI測定から, 日本赤十字武蔵野短期大学紀要, 15, 25-30.  
坪井裕子・李明憲(2007) 虐待を受けた子どもの自己評価と他者評価による行動と情緒の問題; Child Behavior Checklist(CBCL)とYouth Self Report(YSR)を用いた児童養護施設における調査の検討, 教育心理学研究, 55(3), 335-346.